

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

記

時津町監査委員条例及び時津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

令和 8 年 9 月 1 日提出

時津町長 山 上 広 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月２３日

時津町長 山 上 広 信

時津町監査委員条例及び時津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（時津町監査委員条例の一部改正）

第１条 時津町監査委員条例（平成６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

（時津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条 時津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成８年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

「理由」

「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第５項の規定に基づき、専決処分する。